

# 神奈川県障がい福祉計画の改定 について



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

# 第6期障がい福祉計画について

障害者総合支援法において、都道府県は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して障害福祉計画を策定することとされている。



## <第6期計画>

- ・ 令和2年5月19日付で改定された基本指針に基づいて策定
- ・ 計画期間：令和3年度から令和5年度まで

# 第6期計画に規定する内容について

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度の障害者支援施設等の必要入所定員

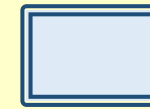
障害福祉サービス等従事者の確保・資質向上のための措置

障害福祉サービス等の見込量確保のための方策

障害福祉サービス等の見通し・計画的な基盤整備の方策

基本理念等

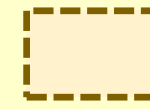
計画期間



定めなければならない事項



定めるよう努めなければならない事項



盛り込むことが望ましい事項

関係機関との連携に関する事項

計画の点検・評価

区域の設定

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 施設入所者の地域生活への移行

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
地域生活 移行者数	令和元年度末施設入所者の6%※以上が地域生活へ移行	平成28年度末施設入所者数のうち <b>177人(3.61%)</b> が移行(令和2年度末)	平成28年度末施設入所者数4,899人のうち <b>470人(10%)</b> が移行
施設入所 者数	令和元年度末施設入所者の1.6%※以上削減	平成28年度末施設入所者から <b>154人(3.14%)削減</b> (令和2年度末)	平成28年度末施設入所者数から <b>74人(1.5%)削減</b>

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
<b>新</b> 退院1年以内の平均地域生活日数	316日以上	<b>322日</b> (平成28年3月退院者)	—
1年以上の長期入院患者数	5,524人 ※暫定値	<b>6,417人</b> (令和元年6月末時点)	<b>5,594人</b>
退院率	3か月後 69%以上 6か月後 86%以上 1年後 92%以上	3か月後 <b>58%</b> 6か月後 <b>82%</b> 1年後 <b>90%</b> (令和元年6月末時点)	3か月後 <b>69%</b> 6か月後 <b>84%</b> 1年後 <b>90%</b>

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
各市町村又は圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、  年1回以上運用状況の検証・検討を実施	■地域生活支援拠点等設置 市町村 <b>13市</b> (令和2年度末)  ■運用状況の検証等実施市町村 <b>7市</b> (令和2年度末)	各市町村に地域生活支援拠点を整備

新

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 福祉施設から一般就労への移行等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
一般就労移行者数	令和元年度の1.27 ※倍	平成28年度の <b>1.21倍</b> (令和元年度末時点)	平成28年度の <b>1.6倍</b>
<b>新</b> 就労定着支援利用者	一般就労移行者の7割以上が利用	現在調査中	—
<b>新</b> 就労定着率	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 7割以上	現在調査中	—

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 障がい児支援の提供体制の整備等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
	児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置	児童発達支援センター設置市町村 <b>22市町</b> (令和2年度末時点)	—
<b>新</b>	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	<b>(未対応)</b>	—
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置市町村 <b>18市町</b> (令和2年度末時点)	—



# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置市町村 <b>22市町</b> (令和2年度末)	—
各圏域及び市町村に医療的ケア児支援のための協議の場の設置	協議の場設置状況 <b>23市町</b> (令和2年度末)	各圏域及び各市町村に協議の場を設置
<b>新</b> 各圏域及び市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーター配置状況 <b>10市町(19人)</b> (令和2年度末)	—

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 相談支援体制の充実強化等

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
新 各市町村又は圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター設置市町村 <b>24市町</b> (令和2年度末時点)	—

# 主な成果目標と本県の状況

## ○ 障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の確保

第6期基本指針の目標

本県の状況

(第5期計画の目標)

新

障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の構築

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用  
→ **実施済**
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 → **未実施**
- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有 → **一部実施**

# 第6期計画の課題と対応の方向（イメージ）

## 第6期計画策定に当たっての主な課題

- 「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」の反映
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- 最新動向の反映（例：医ケア児支援法など）



## ＜対応の方向（イメージ）＞

計画の「基本的な視点」等に次の項目を追加・目標設定にも反映

- **利用者目線の新しい福祉の実践**
  - 意思決定支援の全県展開・地域生活を支える社会資源の充実 等
- **災害や感染症まん延等にも対応した持続可能なサービスの提供**
- **医療的ケア児支援のさらなる充実**

## <今後の議論のポイント>

- 「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」など本県が独自に推進する施策をどのように計画に盛り込んでいくか
- 第5期計画の取組結果を踏まえ、第6期計画で設定する成果目標は適切か
- 成果目標を達成するためにどのような方策が必要か

など

# 令和3年度の審議会開催予定

## 令和3年

### 9月頃 第2回審議会開催

- ・ 令和2年度取組実績の報告（第5期計画の総括）
- ・ 第6期計画**骨子案**を報告

### 11月頃 第3回審議会開催

- ・ 第6期計画**素案**を報告

## 令和4年

### 2月頃 第4回審議会開催

- ・ 第6期計画**案**を報告